

令和7年3月28日

南風原町議会

議長 赤嶺 奈津江 様

提出者 南風原町議会議員

玉城陽平



賛成者 南風原町議会議員

西銘多紀子



石垣大志



大城勇太



大城雅史



照屋仁士



知念富信



浦崎みゆき



南風原町議会基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり地方自治法第112条及び南風原町議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

(提案理由)

議会活性化調査特別委員会による本条例の検証の結果により、議会改革及び議会機能の充実強化を図るため、大規模災害等の緊急事態に議会が行う対応を新たに規定することから、本条例の所要の改正を行う必要があるため提案する。

南風原町議会基本条例の一部を改正する条例

南風原町議会基本条例（平成25年南風原町条例第38号）の一部を次のように改正する。

目次中「

第8章 議員の政治倫理（第25条）

」を「

第8章 議員の政治倫理（第25条）

第9章 災害時の対応（第26条）

」に、「第9章」を「第10章」に、「26条」を「27条」に、「28条」を「29条」に改める。

第28条を第29条とし、第27条を第28条とし、第26条を第27条とする。

第9章を第10章とし、第8章の次に次の1章を加える。

第9章 災害時の対応

（災害時の対策）

第26条 議会としての災害対応は、あらゆる災害において町長の招集等に応じて議会の機能的活動が図られるよう、努めるものとする。

2 議長は、南風原町災害対策本部が提供する災害情報を一元管理し、議員へ周知するものとする。

3 災害発生時、議員は自身の安否を自ら議会事務局へ連絡するとともに、常に居場所又は連絡場所を明らかにし、連絡体制を確立するものとする。

4 議員は、いかなる災害においても、可能な範囲で、各地域における災害対応に積極的に従事するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。